

# 熊本県奨学のための給付金交付要領

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 熊本県奨学のための給付金(以下「給付金」という。)については、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号、以下「規則」という。)及び熊本県教育・文化等振興補助金交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (趣旨)

第2条 給付金は、低所得世帯に対して給付金を交付することにより、国公立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的とする。

## 第2章 熊本県奨学のための給付金

### (交付対象世帯)

第3条 給付金は、次の各号のいずれにも該当する世帯(以下「交付対象世帯」という。)に交付する。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者(同項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。)のうち、別表第1、別表第2または別表第3の定める基準日に高等学校等に在籍している者(以下「高校生等」という。)の保護者等(法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下「保護者等」という。)が、熊本県の区域内に住所を有する者であること。

(2) 次のいずれかに該当すること。ただし、同条第2項および第3項を除く。

ア 別表第1の定める基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)が行われている世帯であること。

イ 保護者等の全員が、給付金が交付される年度において、道府県民税所得割及び市町村民税所得割(給付金が交付される年度分の地方税法(昭和2

5年法律第226号)の規定による道府県民税及び市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。))が非課税である世帯であること。

2 前項第1号に該当し、前倒し給付を希望する新入生においては、次のいずれかに該当する世帯に別表第2の定めるとおり給付金を交付する。

(1) 別表第2の定める基準日において、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)が行われている世帯であること。

(2) 別表第2の定める基準日において、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の規定による道府県民税及び市町村民税の同法第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に掲げる所得割が、非課税である世帯であること。

3 第1項第1号に該当し、高校生等の保護者等の収入が家計急変により激減した世帯においては、別表第3の定める基準日及び区分ア又は区分イに該当する場合、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の規定による道府県民税及び市町村民税の同法第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に掲げる所得割が非課税である世帯と相当すると認められる世帯に給付金を交付する。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)が行われている世帯は補助対象とはしない。

4 本要領の適用においては、国の定める高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱第3条に規定する支給対象者を前項第1号の就学支援金の支給を受ける資格を有する者に含めるものとする。

(給付金の不交付)

第4条 前条の交付対象世帯に該当する場合であっても、高校生等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金を交付しないものとする。

(1) 高校生等に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)」による見学旅行費又は特別育成費(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第38条による母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている場合

(2) 高校生等が給付金を交付する年度の4月から3月までの1年間(入学年度においては入学日の属する月から3月まで)休学する場合

( 給付金の交付申請 )

第 5 条 交付対象世帯の保護者等は、給付金の交付を希望するときは、熊本県奨学のための給付金交付申請書( 別記第 1 号様式 )に、次に定める書類を添えて、別途定める申請の期限までに、熊本県教育委員会( 以下「教育委員会」という。 )に提出しなければならない。

- ( 1 ) 保護者等全員に道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないことを証明する課税証明書等( ただし、保護者等が第 3 条第 1 項第 2 号アに該当する場合には、福祉事務所長の発行する保護証明書( 生業扶助( 高等学校等就学費 ) の受給を証明できるもの。 ) )
- ( 2 ) 高校生等及び高校生等と同一の世帯に属する 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹の扶養の状況が記載された健康保険被保険者証の写し等( ただし、要項第 2 条に基づき、別に定められた補助率又は補助金額が 1 又は 2 の場合を除く。 )
- ( 3 ) その他教育委員会が必要と認める書類

( 交付の決定・確定 )

第 6 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、交付に関する事項を審査し、交付の可否、交付金額を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により給付金の交付を行うときは、熊本県奨学のための給付金交付決定・確定通知書( 別記第 2 号様式 )により、給付金の交付を行わないときは熊本県奨学のための給付金不交付決定通知書( 別記第 3 号様式 )により、第 5 条第 1 項により申請を行った保護者等に通知するものとする。

( 給付金の金額及び交付の方法 )

第 7 条 給付金は、要項で定める額を交付するものとする。ただし、第 3 条第 2 項に該当する世帯においては別表第 2、第 3 項に該当する世帯においては別表第 3 に定めるものとする。

- 2 教育委員会は、給付金の交付を行うときは、前項により決定した給付金額を、給付金の交付を希望する保護者等が熊本県奨学のための給付金交付申請書( 別記第 1 号様式 )により届け出た金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

( 代理受領等 )

第 8 条 学校長は、保護者等の委任により、保護者等に代わり給付金を受領し、その有する当該保護者等の授業料以外の教育費に係る債権の弁済に充てるこ

とができるものとする。

- 2 前項の保護者等の委任は、熊本県奨学のための給付金受領委任状（別記第4号様式）により行う。学校長は、第5条に定める給付金の申請時に、熊本県奨学のための給付金交付申請書（別記第1号様式）に添えて委任状（別記第4号様式）を、教育委員会に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 教育委員会は、第6条第1項の規定による交付決定を受けた者が偽りの申請により交付の決定を受けたときは、給付金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- 2 前項の規定による取消しの効果は、交付の決定日に遡り生じるものとする。

- 3 教育委員会は、第1項の規定による取消しをしたときは、熊本県奨学のための給付金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により当該取消しに係る者に通知し、既に給付金の交付を行っている場合は、申請を行った保護者等に対して給付金の返還を求めるものとする。

### 第3章 雑則

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 21 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

高校生等の入学日	基準日
1 給付金が交付される年度の 前年度以前	給付金が交付される年度の 7 月 1 日
2 給付金が交付される年度の 4 月から 6 月	
3 1 及び 2 に該当しない日	入学日

別表第 2（第 3 条関係）

基準日	交付対象月	給付金の交付金額
給付金が交付され る年度の 4 月 1 日	4 ~ 6 月	要項で定める額 × 1 / 4
給付金が交付され る年度の 7 月 1 日	7 ~ 翌年 3 月	要項で定める額から 4 ~ 6 月分相当額を 差し引いた額 ただし、4 ~ 6 月分相当額が 7 月 1 日現在 の状況に応じた給付額（年額）を上回る場 合は、4 ~ 6 月分相当額を年額とする。

別表第3（第3条関係）

補助対象世帯	区分	基準日	家計急変発生月	交付対象月	給付金の交付金額
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる者。 ただし、生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われている場合は補助対象外	ア 前倒し給付をしない 新入生及び在學生	家計急変発生日	4～6月	年間	要項で定める額
			7～翌年3月	申請のあった月の翌月～翌年3月	要項で定める額×（交付対象月～翌年3月）/12月
	イ 前倒し給付を行う新入生	給付金が交付される年度の4月1日	4月まで	4～6月	要項で定める額×1/4
		家計急変発生日	4月以降	アと同様	アと同様